

広島県告示第四百八十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十二条の規定によつて、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があつた。

平成二十年五月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
一ノ瀬病院	広島市中区国泰寺町一丁目五番一―号	平成二〇年三月三十一日
はたのりハビリ整形外科	広島市安芸区中野五丁目一三番三〇号	平成二〇年三月三十一日
医療法人仁康会小泉病院	三原市小泉町四二四五番地	平成二〇年三月三十一日
水永病院	福山市南蔵王町四丁目一六番一六号	平成二〇年三月三十一日
福山クリニック	福山市南蔵王町六丁目三三番一―号	平成二〇年三月三十一日
佐々木医院	安芸高田市向原町坂四二八―二	平成二〇年三月三十一日
広島県厚生農業協同組合連合会吉田総合病院	安芸高田市吉田町吉田三六六六	平成二〇年三月三十一日